

～北上市令和7年度補助金のお知らせ～

北上市農業用機械共同利用促進事業

公募期間
令和7年3月26日から
令和7年5月12日まで

《機械を共同購入する方に補助金を交付します》

- 事業の概要 補助金を交付する年度において購入した下記機械の購入費用を補助します。
- ・トラクター ・コンバイン ・田植え機 ・草刈機（リモコン式、自走式又はトラクター作業機に限る。） ・農業用ドローン・排水対策機械（トラクター作業機に限る。）
- ※新品、中古は問いません。

■対象となる人 次のいずれかに該当する者

- ▶北上市内に住所がある3戸以上の農業者を代表する者
 - ・共同購入を行う農業者に、法人組織を含まないこと
 - ・共同購入を行う農業者に半数以上の兼業農家を含むこと
→農業所得が主でない準主業経営体※を兼業農家と定義します。
※農外所得が主（所得のうちおおむね半分以上が農業以外による所得）で、世帯の中に65歳未満で年間の農業従事日数が60日以上の方がいる農家。
 - ・共同購入を行ういずれの農業者の負担額も、補助対象経費の2分の1を超えないこと
※過去に当事業を利用したことがあるかたは対象外です。
- ▶花巻農業協同組合
 - ・年間3戸以上の農業者に対して貸し出しを行う見込みであること
 - ・貸出先に法人を含まないこと
 - ・貸出先の半数以上が兼業農家の見込みであること

■補助金の額

- ▶3戸以上の農業者を代表する者
購入費用の4分の1以内の金額（上限：100万円）
- ▶花巻農業協同組合
購入費用の2分の1以内の金額（上限：200万円）

※予算の範囲内での交付となりますので交付要件を満たしていても必ず交付されるものではありません。

■スケジュール

①公募

令和7年5月12日（月）までに事業計画書を市農業振興課に提出してください。
提出の際に、見積書及び共同利用者全員の税務証明書（市税の滞納がない証明として市民税課で取得）の添付をお願いします。

②補助金交付申請

①の事業計画書等を市が審査し、採択となった場合は補助金交付申請書を提出していただきます。

③補助金交付

交付申請に基づき、補助金を交付します。 ※年度内の事業完了が必要です

【お問い合わせ先】

北上市農林部農業振興課園芸畜産係
TEL0197-72-8238 FAX0197-64-2171
E-mail noushin@city.kitakami.iwate.jp

北上市 HP

